

## 鹿児島市コミュニティビジョン推進戦略会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市における地域コミュニティの活性化に向け、鹿児島市コミュニティビジョンに基づく施策を戦略的に推進するため、鹿児島市コミュニティビジョン推進戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) 地域コミュニティ連携組織の形成及び支援に関すること
- (2) 地域コミュニティ連携組織に関する施策のモデル事業に関すること
- (3) その他鹿児島市コミュニティビジョンの推進に必要な事項

### (組織)

第3条 戦略会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内に居住する者で公募に応じたもの
- (2) 学識経験者
- (3) 地域コミュニティ組織等関係者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長等の職務)

第5条 戦略会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、戦略会議を代表し、会務を総理し、戦略会議の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民局市民部地域振興課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。